

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年10月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000165号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000022号

第1 結論

請求期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年2月から昭和48年3月まで

私は、昭和46年2月に会社を退職してすぐに個人で事業を始めたことから、A青色申告会に入会した。当該申告会で、妻が確定申告の際に納付した国民年金保険料を所得から控除できると聞いてきたので、妻がB市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を妻が納付してくれていたはずである。

また、妻の国民年金被保険者期間のうち昭和48年1月から同年3月までの期間については、令和2年2月に関東信越厚生局長により、保険料納付済期間に訂正する旨の決定がされた。夫婦同時に国民年金の保険料を納付していたことから、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち昭和48年1月から同年3月までの期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張していた請求者の妻の当該期間の国民年金の記録は、令和2年2月19日付けで関東信越厚生局長により保険料納付済期間に訂正する旨の決定がされている。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和48年3月6日にB市において夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、請求者の国民年金に係る加入手続は、昭和48年2月中旬に行われ、厚生年金保険被保険者資格喪失日に遡って被保険者資格を取得したと考えられることから、請求期間のうち昭和47年4月から昭和48年3月までの国民年金保険料は、現年度納付することが可能である。

さらに、請求者の妻は、A青色申告会で国民年金保険料を所得から控除できる旨聞いたこと

から、B市役所の窓口で請求者と自身の国民年金の加入手続を行い、その時点で納付可能な期間のうち、B市の納付単位の最小限の期間について、夫婦二人分の納付書を発行してもらい、同市役所内の出納室へ移動し、国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、請求者の妻の年金記録訂正請求の際の調査においてB市は、請求期間当時、国民年金の加入手続を担当していた窓口で国民年金の現年度保険料の納付書を発行することができ、同市役所内の出納室で当該納付書により現年度保険料を納付することが可能であった旨回答している上、同市の広報誌によると、請求期間当時の同市の納付単位は3か月であり、昭和48年1月から同年3月までの期間に係る保険料の納期限は、上述した請求者の加入手続時期より後の昭和48年3月21日であったことが確認できるなど、請求期間のうち昭和48年1月から同年3月までの期間に係る請求者の妻の主張は、当時の取扱いと一致しており、不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は妻と同様に、請求期間のうち昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 請求期間のうち昭和46年2月から昭和47年12月までの期間について、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は昭和48年2月中旬に行われたと考えられることから、当該期間のうち、昭和46年2月から昭和47年3月までの期間は過年度納付、昭和47年4月から同年12月までの期間は現年度納付の取扱いとなり、これらの納付書はそれぞれ異なる形式の納付書によりまとまった保険料を遡って納付することとなるところ、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、請求者の保険料を納付していた請求者の妻は、当該期間の保険料について、加入手続後にまとめて納付した記憶はなく、B市の納付単位ごとに、送られて来た納付書により納付したとしている上、請求期間の保険料の納付書はすべて同じ形式のものであった旨陳述していることから、請求者の妻が請求者の昭和46年2月から昭和47年12月までの期間について保険料を納付したとは考え難い。

また、社会保険オンラインシステム及び昭和45年7月から請求者の上記手帳記号番号が払い出された昭和48年3月6日までの間にB市において払い出された手帳記号番号の全件調査を行ったが、上記手帳記号番号以外に請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求期間のうち昭和46年2月から昭和47年12月までの期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者は妻と同様に、請求期間のうち昭和46年2月から昭和47年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000147号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000021号

第1 結論

昭和40年10月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月から昭和42年3月まで

請求期間当時はA市に住んでおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたはずなので、未納の記録になっていることに納得できない。当時の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶はないが、50年以上前のことであり、覚えていないのは当然なので、その点は配慮してほしい。保険料納付についての記憶はないが、たしかに納付していたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、当時の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶はないと陳述していることから、保険料の納付時期、納付方法等の状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)*は、当該手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和42年10月頃に払い出されたものと推認でき、オンライン記録によると、昭和42年度及び昭和43年度の国民年金保険料は納付済みである。

さらに、当該手帳記号番号が払い出された時点で、請求期間の国民年金保険料は過年度納付の取扱いとなるが、当該手帳記号番号の前後の国民年金被保険者30人について、オンライン記録、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)等により調査したところ、請求者と同様に昭和42年度から国民年金保険料を納付済みの者は複数確認できるものの、当該手帳記号番号が払い出された頃に、請求期間当時の保険料を過年度納付していた者は見当たらない。

加えて、A市は、資料の保存期間が経過しているなどの理由により、請求者の国民年金に関する記録は提供できず、請求期間当時の国民年金の加入勧奨及び保険料徴収事務の詳細は不明である旨回答している。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、A市を含むB県において、請求者に「*」とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。